

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 春風と太陽（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、実務を行った場合に限り、日額3,000円とする。

3 前1項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合は、必要な期間、支給を延期又は減額することがある。

(1) 法人の財源に不足が生じた場合。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、現金で実務を行った日に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、監事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。但し、理事会、監事会、評議員会への出席については一律500円とする。

3 日当および宿泊料は、職員の旅費規程（管理監督者の項）に準じて支給する。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。